

## i P a dを使うときの約束

◎ これらの約束が守れないときは、i P a dを使うことはできません。

### 【基本の約束】

- 学習のためだけに使います
- 人が嫌がることや、悲しむ使い方はしません。
- 決められた場所や時間内で使います。
- 配当された iPad は卒業するまで使います。卒業したら、次の1年生が使うので大切に使います。
- 元からインストールされているアプリを削除することはできません。
- 学習で必要と考えられるアプリをインストールしたい場合は、先生に相談し、許可をもらってからセルフサービスというアプリからインストールすることができます。
- 使用不可のフォルダにあるアプリは開いてはいけません。
- iPad を持ち帰ることはできません。

### 【一日の生活の中でのやくそく】

- 授業中でも先生から iPad の使用の中断を求められた際には、すぐにやめなければいけません。
- 休み時間に、学習のために使う必要がある時は、先生に許可をもらって使う事ができます。  
ただし、その学習以外で使うことはできません。
- 給食や清掃の時間に使うことはできません。
- 帰る前に iPad を保管庫に戻し、充電ケーブルをさして明日使えるようにします。

### 【自分やほかの人を守るための約束】

#### 1 自分を守る

- この i P a dは横浜市から借りているものです。自分のものをほかの人に使わせたり、ほかの人の i P a dを使ったりしてはいけません。
- 自分のIDは家、パスワードは鍵のようなものです。絶対にほかの人に教えてはいけません。（先生・家族を除く）
- シールを取ったりカバーを外したりしません。シールがはがれると整理番号がわからなくなり、修理ができないことがあります。

## 2 ほかに人を守る

- インターネットやアプリで自分やほかの人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真、ID、パスワード）を絶対に書き込みません。
- ほかに人の写真や動画を撮る前に、必ずとっても良いか許可を取ります。
- ほかに人の作品を勝手に保存したり、写真にとったりしてはいけません。
- 本やウェブサイトの作品（文章・写真・絵など）を無断で使用することはできません。
- 本やウェブサイトの情報を引用するときには、必ず出典（本の題名、サイト名など）を明記します。
- 友達と学習の中で必要な情報を Air Drop 等で送る事ができます。ただし、送るときは送り先に許可をとることや、送り先を間違えたりしないように十分に気をつけるようにします。

### 【もしもの時】

- iPadをなくしたり、こわしたり、動きがおかしいと思ったときはすぐに先生に知らせます。
- 先生やおうちの方が履歴や保存データをみることがあります。  
このiPadは有害サイト等につながらないようにフィルタリングがかかっています。どのようなサイトにつながったのか、記録が残っています。
- パスワードを忘れてしまった場合には、すぐに先生にいます。
- パスワードを変えてはいけません。パスワードを変えるとアプリを使うことができなくなります。
- 破損や故障が故意によるものであると判断された場合は、横浜市教育委員会が定めた弁済システムに則って、50%~100%の割合で修理にかかる費用を保護者の方が負担する必要があります。

## 保護者の皆様へ

これらの約束は、児童が使い慣れていないデジタル機器を、一人一台使用できる環境になるにあたって、皆が安心安全に使用できるようになるためのものです。

保護者の皆様や全教職員が共通認識をもって指導にあたることで、可能な限りトラブルを減らし、安心してデジタル機器を活用することで、低学年から系統的に情報活用能力が育まれると考えています。

細かく記していますが、決して児童の活動を制限したいわけではなく、むしろ児童の主体的な活用を保障できるようにしたいと考えて作成しています。今後、児童がデジタル機器に慣れてきたり、情報活用能力が育まれてきたりすることが確認されれば、より活用の幅を広げ、児童にとっての新しい文房具となるように支援をしていきます。

ご家庭でもお子様と使用の約束についてご確認いただくようお願い申し上げます。